

## インド洋会議2016 岸副大臣スピーチ概要

### 1. 冒頭

- アジアを代表するシンクタンク共催の「インド洋会議2016」に招待いただき感謝。
- この会議は、アジアの主要なシンクタンクの協力により可能となった。
- 参加各国のこれまでの発展や更なる繁栄はインド洋の安定に依存。各国政策責任者により率直な意見交換を行う今次会合は極めて時宜を得たもの。

### 2. 「開かれ、安定した海洋」の確保

- 世界の成長センターであるインド太平洋地域において「開かれ、安定した海洋」を確保することは、地域のみならず、国際社会全体の平和と安定のために不可欠。
- インド洋は、日本の輸入原油の約9割が経由するのみならず、東アジア、東南アジアと今後高い成長が見込まれる南アジア、さらには中東・アフリカの相互の経済貿易活動を支える交易の海として益々重要な役割を果たす。
- 安倍総理は先週末ケニアで開催された第6回アフリカ開発会議(TICADVI)において、日本の新たな外交戦略として「自由で開かれたインド・太平洋戦略」を表明。国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、成長著しいアジアと潜在力溢れるアフリカの「2つの大陸」、自由で開かれた太平洋とインド洋の「2つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズム。これらを一体として捉えることで、新たな日本外交の地平を切り拓く考え。
- 太平洋とインド洋の結節点に位置しているのが今回開催場所のシンガポールを含むASEAN諸国。海洋安全保障と連結性の強化という共通の目標を域内外の国が共有することが重要。

### 3. 海における法の支配の確保

- 近年、アジアの海では、国家間で摩擦や緊張が高まる事例が増えており、国際社会も重大な関心をもって注視。日本として、改めて「開かれ、安定した海洋」と「航行・上空飛行の自由」を確保するために、「海の憲法」たる国連海洋法条約を含む関連する国際法の遵守及びそれらに基づく具体的な行動と協力の重要性を強調したい。
- 安倍総理が2年前にシャングリラ・ダイアローグで提唱した「海における法の支配の三原則」、すなわち①国家は国際法に基づいて主張をなすべき、②主張を通すために、力や威圧を用いない、③紛争解決には平和的収拾を徹底すべきという原則は、まさにこうした日本の強い問題意識に基づくものであり、今こそ徹底する必要あり。
- この三原則には、アジア諸国を含む多くの関係国から力強い賛意。5月のG7伊勢志摩サミットでも、この三原則の重要性が改めて確認され、G7が一体となって力強いメッセージを国際社会に発信した。

#### 4. 諸課題への対応

##### (1) 伝統的安全保障(南シナ海を念頭に)

- インド洋・太平洋を結びつける広大な海における「開かれ、安定した海洋」と「航行・上空飛行の自由」の確保は、地域各国、さらには全世界の利益につながる。
- 具体的には、本年4月のG7外相会合で採択された「海洋安全保障に関するG7外相声明」でも強調されたように、沿岸国は、境界未画定海域において、軍事、民生利用を問わず、海洋環境に恒常的な物理的変更を与える一方的行動を控えるべきである。
- 特に、南シナ海での現状を変更し緊張を高める一方的行動に対する深刻な懸念を共有したい。仲裁手続(arbitration)を含む海洋に関する紛争の平和的解決の重要性につき強調。この海域で国際法が遵守され、航行・上空飛行の自由を確保する必要がある。さらに、全ての当事国が、緊張を高めるような行動を自制し、国連海洋法条約を含む国際法に基づき、問題の平和的解決を追求すべき。
- 比中仲裁裁判の判断は、裁判の当事国を法的に拘束する。両当事国がこの判断に従うことにより南シナ海をめぐる紛争の平和的解決につながっていくことを期待。南シナ海行動宣言(DOC)の完全かつ効果的な実施、南シナ海行動規範(COC)の早期締結を強く期待。

##### (2) 非伝統的安全保障

- 厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するため、日本は、「積極的平和主義」の下、様々な施策を実施。
- シーレーンの安全を脅かす海賊への対応は、海上交易の恩恵を受ける我々全てにとって死活問題。日本は、ソマリア沖・アデン湾やマラッカ・シンガポール海峡における海賊・武装強盗問題に積極的に関与。日本は2009年以来、アデン湾で一度の中断もなく自衛隊による海賊対処行動を実施。また、本年10周年を迎えたアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)については、日本は同情報共有センターに事務局長を派遣するなど、その活動を積極的に支援
- 更に、日本は、災害に関する海洋における具体的協力として、2014年3月に発生したマレーシア航空機消息不明事案、同年12月のエア・アジア墜落事案に自衛隊の艦船や航空機等を派遣し、捜索救助活動を実施。アジアにおいて各国が連携してHA/DRに対応することの意義を改めて確認。

#### 5. 国際協力の推進

- 「開かれ、安定した海洋」の維持・促進に向けては、海洋状況の透明性を確保することが不可欠。海洋安全保障、海上安全、自然災害、海洋環境保全等、海洋における様々な課題が顕在化している中で、各国が連携して取り組んでいく必要がある。日米印、日豪印、日米豪の多数国間の枠組みや米国の関与は、地域の安定のために有益。

- 日本は、アジアの沿岸国の努力に対し支援を惜しまない。ODA、防衛装備協力、能力構築支援など様々なメニューを組み合わせ、諸外国が海を守る能力をシームレスに支援する。
- インド洋の経済的繁栄を確固たるものとするためには、東アジアから南アジアを経て中東・アフリカまでの連結性を向上させて貿易・投資の活動の基盤を構築することが死活的に重要。こうした観点から安倍総理は平成27年5月に「質の高いインフラパートナーシップ」を、平成28年5月には「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を公表しており、日本は、①ライフサイクルコストから見た経済性、②安全性、強靱性、③雇用創出、能力構築、④社会・環境配慮、⑤経済・開発戦略との整合性等質の高いインフラ投資の基本的要素を盛り込んだ「G7伊勢志摩原則」に沿って、これを着実に実施していく。

## 6. 結語

- 冒頭述べたとおり、国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、成長著しいアジアと潜在力溢れるアフリカの「2つの大陸」、自由で開かれた太平洋とインド洋の「2つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズム。
- 我が国は、この可能性を最大限に引き出し、アジアとアフリカの繁栄を実現するために、関係国と協力しつつ、最大限の取組を行っていく。

(了)